

environmental investigation agency

Japan Tiger and Elephant Fund

飾られた言葉の裏側

日本人は象牙取引をどう見ているのか

2026年11月



出典 Lemos | Upsplash

EIAについて

米国環境調査エージェンシー（EIA）は、環境犯罪や環境破壊を調査し、それらに反対する活動を行っています。30年以上にわたり、ゾウやサイを標的とした国際的な野生生物犯罪や、違法伐採、農産物生産を目的とした森林破壊といった森林関連の犯罪を暴いてきました。また、温室効果の強い物質の全廃や、冷却分野におけるエネルギー効率の向上を求める活動を展開し、それに関連する不正取引を摘発することで、気候変動の影響を軽減する活動も行っています。私たちは、調査で得られた知見をもとに、新たな法整備やガバナンスの改善、そしてより実効性のある法執行を求める行動に取り組みます。

JTEFについて

トラ・ゾウ保護基金（JTEF）は、東京に拠点を置く非営利・非政府の組織であり、絶滅の危機に瀕した野生生物の保護、ひいては地球規模の生物多様性の保全に取り組んでいます。JTEFは、政策提言、教育・普及、そして現場での保全活動を通じて、ゾウやトラ、そして極めて絶滅のおそれが高いイリオモテヤマネコの生存を図るために尽力しています。

謝辞

この報告書は、環境調査エージェンシーUS（EIA）およびトラ・ゾウ保護基金によって作成された。EIAは、ゾウを守るためのこの取組みを支援していただいた慈善団体および個人の方々に御礼を申し上げる。

© 環境調査エージェンシー, 2026

デザイン: www.designsolutions.me.uk

目次

はじめに 4

日本の象牙市場：日本国民は、実際にどう考えているのか 5

- 象牙関連問題に対する一般の認識 5
- 所有状況と消費者の意識 7

日本の象牙市場：小売業界の現状 10

- 政府の調査が、衰退する象牙産業に関するさらなる知見を提供 10

日本における象牙在庫と取引規制 12

制度の悪用と違法輸出 13

分析と結論 15

提言 16

引用および注釈 17



出典 EIA

要約

象牙の国際的な商業取引は禁止されており、世界の主要な国内市場のほとんどは閉鎖されている。最も顕著な例外は日本で、世界最大の合法的な象牙市場を維持している。日本の市場は象牙への需要を永続させており、その不十分な取引規制が違法取引や輸出を助長している。

EIAが委託して日本で行われた最近の世論調査によると、国内の象牙需要は限定的であり、減少傾向にあることが明らかになった。この調査結果は、国内の象牙市場が、一般の生活の中で目に見える形で存在したり、活発に議論されたりしているというよりは、一般の人々の認識の外で存続していることを示唆している。 この調査結果は、象牙小売業界に関して得られた知見すなわち、事業存続と生計維持における象牙への依存度が低下しているという事実とも一致している。また、調査からは、日本の一般市民の間で象牙製品の所有や購入に対する関心が薄れていることが明らかになっており、国内の象牙市場の閉鎖に対して、国民の多くは反対しないことが示唆されている。

日本政府は、合法市場を支え続けることで、象牙取引が野生のゾウの生存に及ぼす既知のリスクがあるにもかかわらず、依然として象牙取引を支持しているというメッセージを発し続けている。

他国で転売する意図で日本から違法に輸出された象牙が、それらの国の国境線で押収される事例が繰り返されていることからも明らかなように、日本の市場は、利益を目論む犯罪者にとって手軽な象牙の供給源となっている。環境調査エージェンシー（EIA）およびトラ・ゾウ保護基金（JTEF）は、日本に対し、国内市場を閉鎖するか、あるいは他の国々で実施されているような、事実上全面的な象牙禁止に匹敵する、より厳格な措置を講じ、日本の象牙供給が象牙の国際需要やゾウの密猟を決して助長しないようにすることを求める。

上の写真： 東京の店舗で売られていた様々な象牙製品



はじめに

ゾウは、生息地の破壊や人間と野生動物にかかわるコンフリクトから、気候変動、そして象牙を狙った密猟に至るまで、数え切れないほどの脅威に直面している。

その中で、象牙に対する需要こそがゾウの密猟を助長しており、あらゆる象牙市場がその需要を煽っている。違法な象牙取引への対処は極めて重要だが、法執行で成功を収め、象牙は売買されるべき商品ではないという強いメッセージを潜在的な消費者に伝えるためには、残存する合法市場を閉鎖することが不可欠である。 要するに、すべての象牙市場を閉鎖することが、ゾウの保全と保護につながるのである。

1989年、アフリカで深刻な密猟危機が発生したことを受け、国際社会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）に基づき、象牙の国際商業取引を終了させることに合意した。 しかし、多くの国内市場は開放されたままであり、国内市場への供給を目的とした2回のワシントン条約の下での象牙の「一度限りの売却」が新たな需要を喚起し、2011年にピークを迎えるアフリカゾウの密猟危機を再び引き起こした。2016年、ワシントン条約の下で、すべての国が、密猟や違法取引に寄与する国内の象牙市場を閉鎖するための措置を講じるよう求められることとなり、中国や米国を含むほぼすべての主要な象牙市場が閉鎖された。

日本は、象牙の合法的な国内市場を維持し続けて頑なな孤立を選ぶ国の最右翼であり続けている。日本は1970年代から1980年代にかけて象牙の主要な消費国であり、前述の2回の「一度限りの売却」両方における象牙の受入国でもあっ

た。また、1970年以降、26万頭以上のアフリカゾウの象牙を輸入しており、その多くは密猟された個体からのものであった[1]。 1980年代のピーク時以降、象牙への需要は低下してはいるものの、日本政府は、特に署名の代わりに一般的に使用される伝統的な個人の標章である象牙製の「ハンコ」使用が続いていることを背景に、象牙が文化的に必要なものであるとして象牙市場の存在を長年にわたり擁護してきた。 日本では数千年前からハンコが使用されてきたが、象牙はハンコの伝統的な素材ではなく、1960年代から1970年代にかけて、象牙産業が販売拡大を図るためのマーケティング・キャンペーンを行ったために普及したものである[2]。

現在、日本は世界最大の合法的な国内象牙市場を維持しており、2025年の政府作成資料によれば少なくとも250トンの象牙が購入可能となっている[3]。日本政府は「日本は、国内象牙市場が密猟にも違法取引へ寄与しないことを確実にするだけの厳格な措置を執ってきた」との見解を示している。また、象牙の使用は日本の文化に根ざしており、日本国民に受け入れられてきたと主張した[4]。

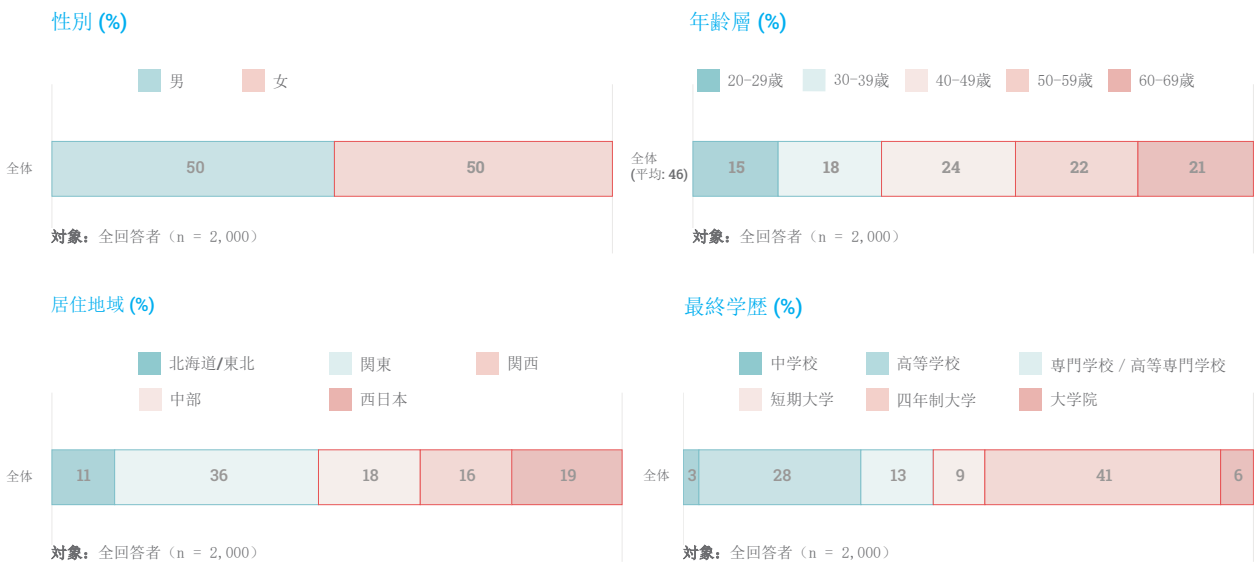
日本の象牙市場：日本国民は実際にどう考えているのか

象牙および日本の国内象牙市場に対する現在の世論をより深く理解するため、環境調査エージェンシーUS（EIA）は、日本を代表する市場調査会社であるCarterJMRNに委託し、2026年1月から2月にかけて、日本の成人2,000人を対象とした全国調査を実施した（図1参照）。 この全国規模のオンライン調査では、象牙に対する認知度、ゾウの保全に対する意識、および日本の象牙市場の将来に対する見方が探求された。

象牙関連の問題に対する認識

象牙を知っていると回答したのは、日本の成人の半数未満にとどまった（図2参照）。60代の回答者では68％に達したが、若い年齢層での認知度は特に低く、20代の回答者のうち象牙を知っていると答えたのはわずか28％であった。

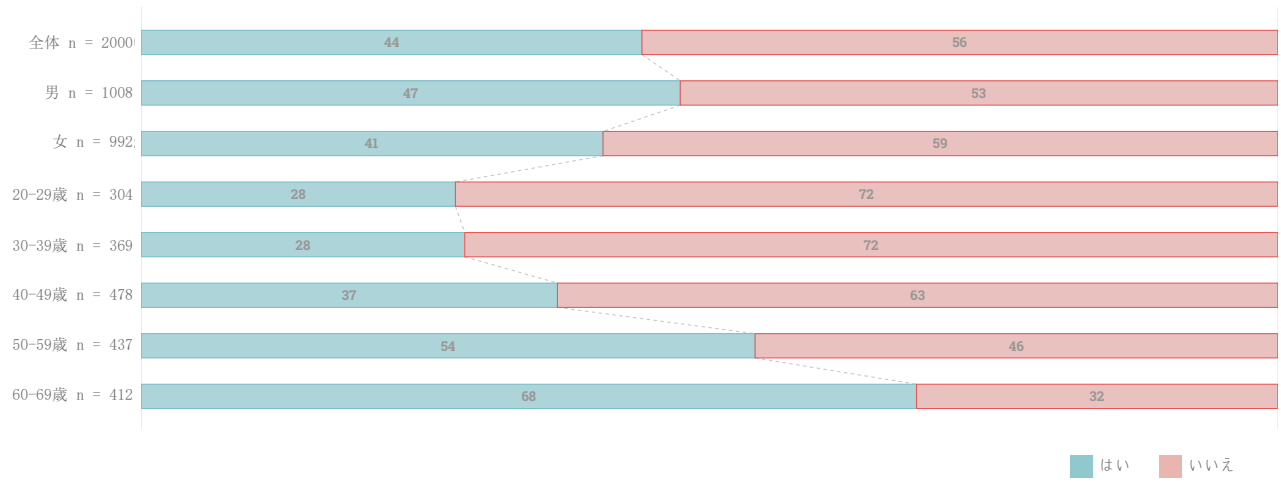
図1： 調査対象者の属性



主な調査結果

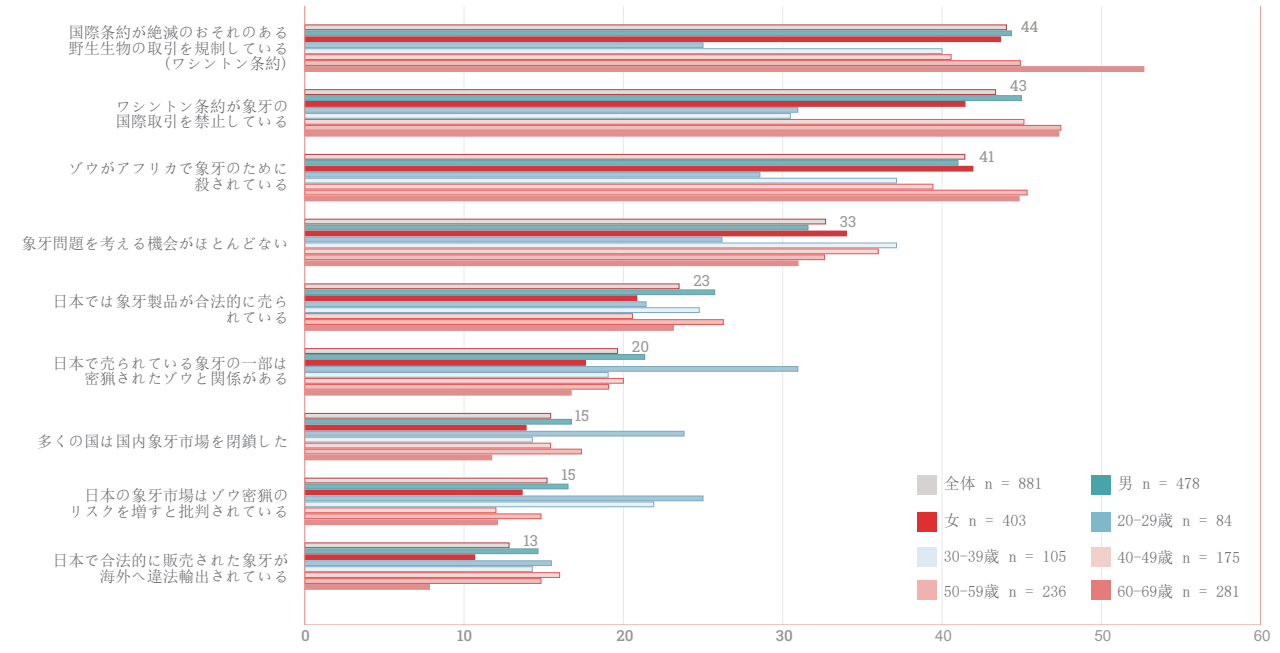
- 回答者の**73**％が、象牙製品の購入に関心がないと回答した
- 回答者の**56**％が、象牙が何であるかを知らないと答えた
- 回答者のうち、象牙製品を所有していると確認できたのはわずか18％であった
- 日本で現在も象牙製品が合法的に販売されていることを知っていた回答者は、わずか23％だった
- 日本で合法的に販売されている象牙が海外へ違法に輸出されていることを認識していたのは、わずか13％だった

図2： 象牙に関する認知度



対象： 全回答者（n = 2,000）。数値は割合（%）。

図3： 象牙関連の問題に対する認識

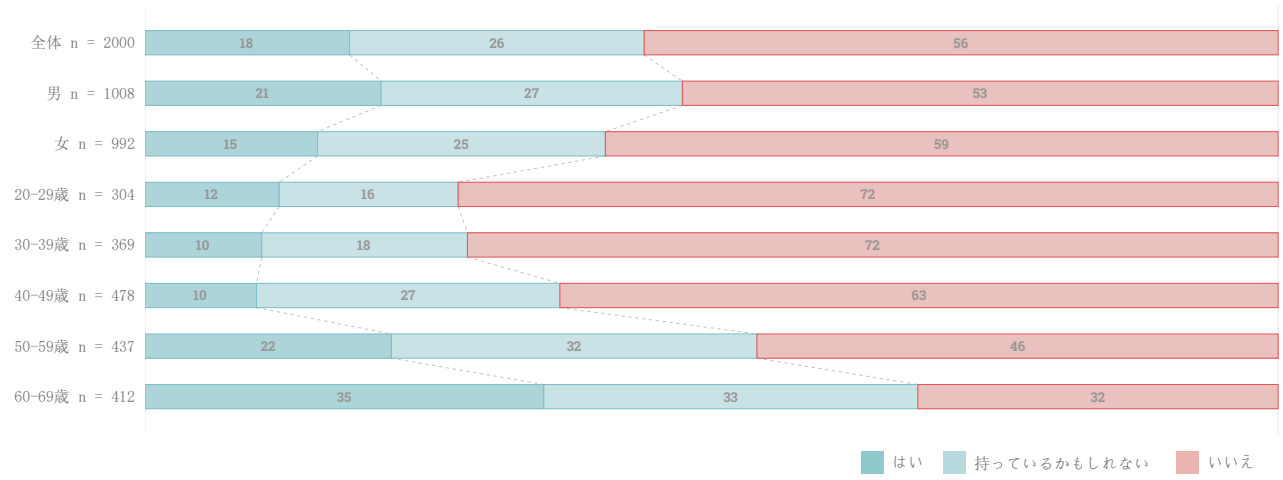


対象： 象牙を知っている回答者（n = 881）。数値は割合（%）。

日本が依然として象牙取引に関与しているという認識は、さらに低かった（図3参照）。象牙を知っていると答えた回答者のうち、日本で象牙製品が現在も合法的に販売されていることを知っていたのはわずか23%だった。国際的な取引規制や世界市場における日本の役割など、より広範な象牙関連の問題に対する認識は、データ全体を通じて一貫して限定的であった。日本で合法的に販売されている象牙が海外へ違法輸出されていることを認識していたのは、わずか13%にとどまった。

これらの調査結果を総合すると、日本の国内象牙市場は、一般市民の認知度や監視が著しく乏しい状況下で存続していることが示唆される。象牙について知識のある回答者においても、 日本の合法取引や、それが違法輸出と結びついていることに関する知識はやはり限定的である。この市場は、一般の生活の中で目に見える形で存在したり、活発に議論されたりしているわけではなく、社会的意識の対象となる主流的事象の外側で生き延びているようである。

図4： 象牙製品の所有



対象： 全回答者（n = 2,000）。数値は割合（%）。

図5： 所有している象牙製品



対象： 象牙製品を所有している、または持っているかもしれないと回答した者（n = 881）。数値は割合（%）。

象牙製品の所有状況と消費者の意識

象牙製品の所有は限定的であり、高齢層に著しく集中しているように見受けられる（図4参照）。回答者のうち象牙製品を所有していると答えたのはわずか18%であり、60代の回答者では所有率が35%に上昇する一方、50歳未満の回答者ではわずか10～12%にまで低下する。 象牙製品の所有者のうち、66%はハンコのみを所有しており、その他の象牙製品の所有は比較的稀である（図5参照）。また、これらの製品の多くは日常生活においてほとんど活用されていないようである。象牙製品の所有者の25%が、もはや象牙製品を一切使用していないと回答している（図6参照）。

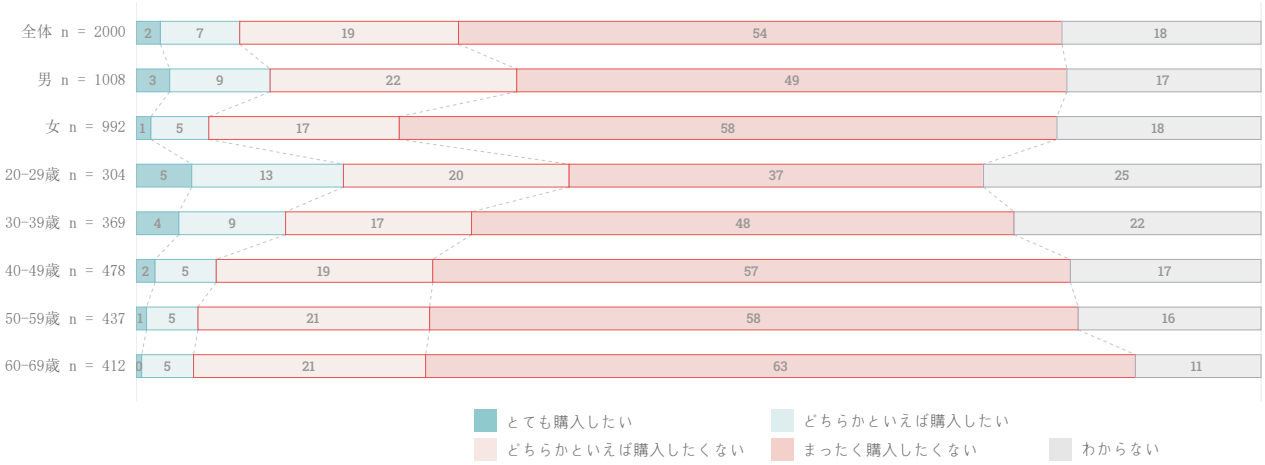
将来の需要はさらに低迷する見通しである。回答者の73%が、将来象牙製品を購入する意思はないと回答したのに対し、購入の意思を示したのはわずか9%にとどまった（図7参照）。

図6： 使用している象牙製品



対象： 使用している象牙製品（n = 752）。数値は割合（%）。

図7： 象牙製品購入の意思

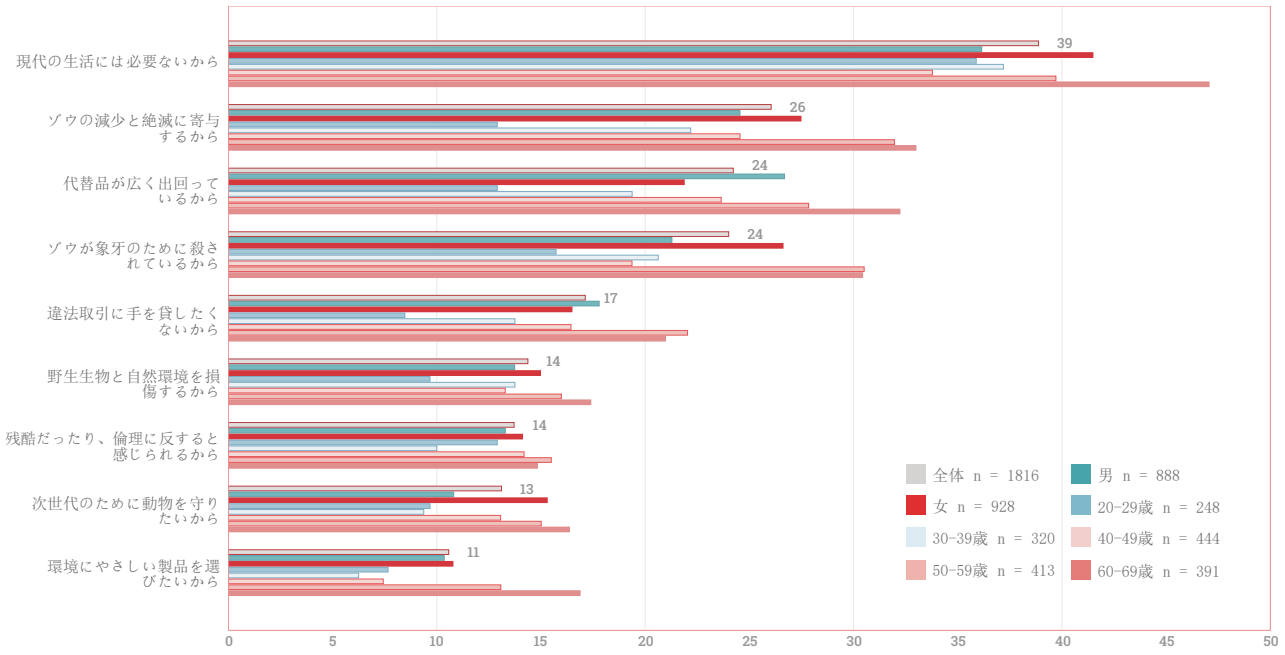


対象： 全回答者（n = 2,000）。数値は割合（%）。

象牙製品を購入したくないと答えた回答者のうち、39%は「現代の生活には必要ないから」と答え、26%はゾウの個体数減少への懸念を挙げた（図8参照）。さらに24%は「代替品が広く出回っている」ことを理由に挙げ、24%は「ゾウが象牙のために殺されているから」購入したくないと答えた（複数回答可）。

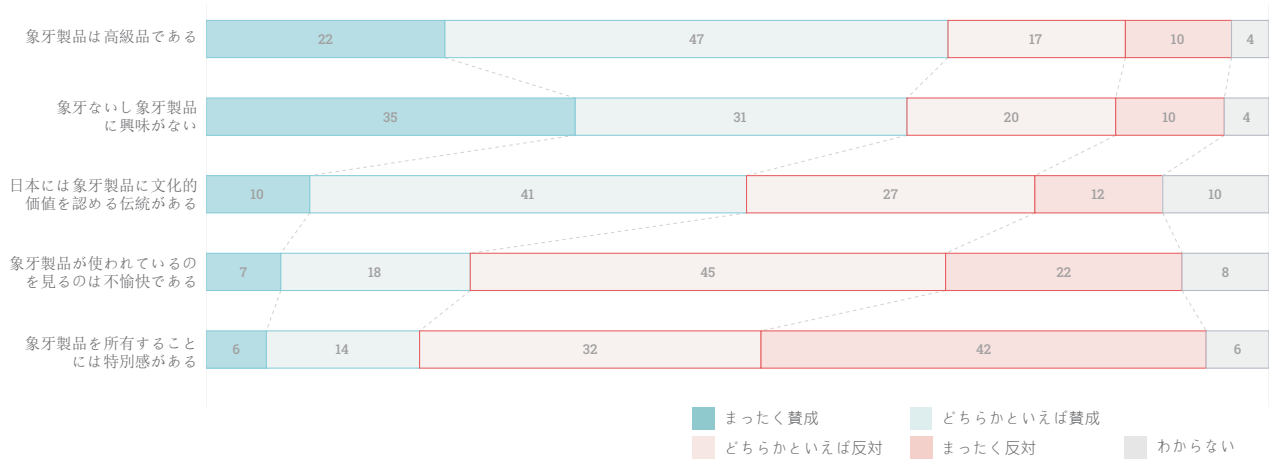
これらの結果は、野生生物保全論研究会が最近実施したオンライン調査の結果と一致しており、同調査では回答者の88%が象牙を購入する予定はないと答えている[5]。この調査では、象牙の代替品（特に楽器用）の利用を促進する伝統音楽イベントに先立ち、象牙の需要と代替品への関心を評価することに焦点が当てられていた[6]。

図8： 象牙製品を購入したくない理由



対象： 購入したくない、または「わからない」と回答した者（n = 1,816）。複数回答可。数値は割合（%）。

図9： 文化的評価と消費者需要



対象： 象牙を知っていると回答した者（n = 881）。数値は割合（%）。

象牙を知っているとした回答者のうち、69%が象牙製品を「高級品」と表現し、51%が日本には象牙製品に文化的価値を認める伝統があると回答した（図9参照）。しかし、こうした見解は消費者としての強い興味には結びついていなかった。　3分の2が自分としては象牙に興味がないと答え、象牙を所有することに特別感があると回答した者はわずか20%にとどまった。この調査結果は、象牙には象徴的あるいは文化的な関係性が残っているものの、それがもはや有意な消費者需要には結びついていないことを示唆している。

この調査結果は、日本の国内象牙市場が、幅広い消費者の需要や日常的な利用によって支えられているわけではないことを示唆している。所有の対象とされる象牙製品は主にハンコに限定されており、将来的な象牙製品の購入に対する関心

は、国民全体を通じて極めて低いものにとどまっている。一部の回答者は依然として象牙を文化的価値や高級品と結びつけていたものの、こうした見方が象牙製品の所有や購入への個人的な関心につながることはほとんどないようである。

日本の象牙市場：小売業界の現状

日本で象牙を販売するには、小売業者を含め「特別国際種事業者」として登録されなければならない[7]。 事業登録は5年ごとに更新が必要であり、その業務は（一財）自然環境研究センター（JWRC）が行っている。そのウェブサイトに記載されているとおり、「特別国際種事業に係る制度は、象牙製品等の国内取引を規制・管理するためのもの」である。

2018年に事業登録制度が開始された当初、小売業者、卸売業者、製造業者を含む13,239の象牙取扱業者が、象牙取引のために事業登録を行った。 2018年6月1日から施行された新法に伴い、旧法に基づき当局に事業届出を行っていた業者は、1年半または3年間、登録手続きを経ることなく事業を継続することが認められた。こうした経過措置の結果、相当数の象牙小売業者の登録更新期限は2021年5月、その5年後の2026年5月と設定されることになった。

この要件が導入された当初から、登録業者の数は劇的に変化した[8]。2020年7月時点では、全国に12,909の登録象牙業者によって運営される16,175カ所の象牙取引施設があった。2021年5月の更新を経た2021年10月5日時点では、登録業者は5,692、施設数は8,322カ所となった。 多数の事業者が更新を迎える直近の期限（2026年5月31日）を迎えた結果、登録事業者数は5月の5,534件から6月には4,476件へと19.1%減少した。

更新申請を行わなかった事業者は、もはや象牙製品を販売する資格を持たない。登録業者の数が大幅に減少したことを踏まえると、これらの事業者は限られた象牙販売のために事業登録を維持するコストに見合わないと判断し、登録を見送ったものと推測される。登録なしでの象牙取引は違法であり、罰金や拘禁刑等の罰則対象となる。

近年、一部の主要なECサイトや実店舗が、象牙の販売を中止する方針を打ち出していたことは留意するに値する。楽天、ヤフー！ジャパン、メルカリ、イトーヨーカドーはいずれも象牙の販売を禁止し、日本の大手小売企業であるイオンは、自社のショッピングモール内のテナントによる象牙製品の販売を認めなくなった[9]。 政府による措置が講じられない中、これらの企業は国内市場からの撤退を決定した。その結果、象牙が自社のプラットフォームで購入され、違法に輸出される可能性が低下することとなった。

政府の調査が、衰退する象牙産業に関するさらなる知見を提供

日本では一貫して象牙産業が支援されてきた。国際的な象牙取引禁止が発効した後も、国や東京都は象牙業者を支援するために象牙関連の業界団体へ補助金を支給していた[10]。国の補助金は2017年に終了したが、東京都は少なくとも2025年までは象牙業者への補助金を継続し、2024年までは象牙の需要創出や、ワシントン条約会議における国際取引

下の写真 東京の印章店で販売されていた象牙印





出典 EIA

再開に向けたロビー活動さえも支援していた[11]。また、既存の象牙取引規制の「適正さ」を標榜することで日本の象牙取引を継続させようと、日本政府が主導する「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」が設置された[12]。

過去10年間に、象牙取引に対する小売業者の見解や依存度を把握するための行政による調査が2回実施された。1つは2020年および2021年に東京都が実施したもので[13]　、もう1つは2025年に経済産業省が実施したものである[14]。東京都の調査は、2020年に都内の1,319の登録象牙取扱事業者を対象とし（回答率：54.4%）、2021年には1,159業者を対象とした（回答率：58.6%）。これに続き、経済産業省は2025年に全国5,705社を対象とした調査を実施したが、回答はわずか377件（回答率：6.6%）にとどまった。 両調査の調査範囲は異なり、東京都の調査は都内の事業者のみを対象としていたのに対し、経済産業省の2025年の調査は全国規模であった。東京都の調査ははるかに高い回答率を達成しており、回答者は登録業者の多数を占める小売中心の業者をより代表していたため、 その平均値はより信頼性の高い指標となる。 経済産業省の調査における低い回答率は、同省による規制・監督に対する事業者の関心の薄さを反映している可能性があり、その結果、多数派である小売業者よりも製造業者からの回答が高率になっているため、一部の平均値が過大評価されている。したがって、この限定的なデータの信頼性は低いといえるが、依然として参考にはなる。

結果によると、登録事業者の相当な割合が象牙を積極的には取引していないことが示されている。東京都の2021年調査では、回答者の38%が象牙を全く取り扱っていないことが判明したが、経済産業省の調査ではその割合は24%であった。経済産業省の調査では、依然として登録を維持している企業の3分の1近くが、いったん登録を失効させた後に新規登録するよりも費用が安いことを主たる理由として登録を更新している、と回答した[15]。

取引を行っている事業者にとって、象牙は売上高のごく一部に過ぎない。東京都の2021年調査では、回答者の52.3%において象牙の売上は総売上高の1%未満となっており、卸売・小売業者の年間売上高の平均はわずか430,000円であった。これに対し、経済産業省の調査では、売上全体における象牙の売上高は平均で9.78%を占め、平均年間売上高は957,878円という結果であった[16]。 市場の主力製品は、ほぼ全面的にハンコが占めており、東京都の2021年調査では卸売・小売製品の46%、経済産業省の調査では全回答者による取扱い製品の42%を占めている。残りの大部分は、アクセサリー、楽器、家具などが占めていた。東京都の2021年調査では、象牙製品を製造している事業者のうち65%がハンコを製造していた。

経済産業省による直近の調査に関しては回答数が限られてはいたものの、その結果も、東京都による調査と同様、小売業者の象牙への依存が限定的であることを示唆している。登録象牙事業者の大半は象牙をほとんど販売しておらず、販売を続けている業者の大部分がハンコの製造に集中している。

消費者の需要が限定的であり、象牙取扱事業者の圧倒的割合を占める小売業者の大半について象牙への依存度が低いこと

上の写真：東京象牙美術工芸協同組合事務所建物の掲示

日本における象牙在庫と取引規制

日本は、国内市場向けに250トンに及ぶ民間保有の象牙在庫があることを報告している。これには、政府に登録された全形が保持された牙および登録象牙事業者から政府に報告されたカット・ピースが含まれる[19]。

これらの在庫データは、日本政府の報告をワシントン条約が公開しているものである[20]。　日本全国の市民が私的に所有する、未登録の全形牙およびあらゆるカット・ピースは含まれない。

日本の象牙取引規制は、取引を円滑にすることを目的としており、象牙の移動を厳格に監視するものではない。追跡システムは、多くの抜け穴や不備のある断片的なものとなっている。そのため、全形牙から象牙加工品に至るトレーサビリティは確保されていない。政府への登録が義務づけられているのは全形牙のみであり、象牙の合法的な出所と取得が検証されるのはこの段階においてのみである。　象牙のカット・ピースは登録対象外であるため、登録義務は容易に回避できてしまう。　登録業者は、2018年6月以降、象牙の切断によって新たなカット・ピースを得た際に「管理票」の作成を義務づけられることになったが、この追跡の仕組みは全形牙の登録制度とは切り離されている。さらに、日本における象牙加工品のほとんど（ハンコなど）は寸法が小さく、管理票作成が義務づけられる象牙の要件（重量1kg以上、長さ20cm以上）に該当しない。

このように、1本の牙から採取された象牙がさまざまな加工品に加工された後、その出所を追跡することは不可能、というのが現実である。そのため、違法な象牙が市場に流入する機会が数多く存在する。国際取引禁止前にはほとんどの象牙が全形を保った状態で日本に輸入されていたことから、政府は、全形を保ったままの牙を管理しさえすれば、違法取引すなわち合法市場への違法な象牙の流入を基本的に防止できるかのように想定していたのであろう。日本では、象牙がいつまでも全形を保持したままであるかのごとく、その合法市場への流入のみを記録してきた。象牙が在庫として保管され、所有者が変わり、カット・ピースに切断され、加工を経て完成品として市場に出回る過程の追跡は、まったく厳格さを欠いている。　各段階を経るごとに、実際に流通する現物とそれを記録すべき書類との間に隔たりが生じていく。日本における象牙のトレーサビリティには、制度上の多くの抜け穴があり、「川下」を移動する象牙の現物からその「源流」を特定することは、ほとんど不可能である。

下の写真　日本のある象牙取引業者が保有していた分割済みの全形牙



出典　EIA



出典：Photo originates from a 2025 press conference hosted by the Tokyo Metropolitan Police Department.

を踏まえると、政府の政策から恩恵を受けている象牙業界の関係者はごく少数であると思われる。これらの関係者には、象牙印製造業者、それなりの規模のハンコ及びその関連製品専門の小売業者などが含まれ、前者の多くは「日本象牙美術工芸組合連合会」またはその関係団体[17]、後者の一部は「全日本印章業協会」の会員となっている[18]。印章業界関係団体は、象牙の使用継続を提唱し、小売業者への指針を示し、政府やワシントン条約会議の動向について論評するなどしている。

制度の悪用と違法輸出

日本の消費者需要が限られていることを踏まえると、この巨大な象牙市場が一般的な日本人消費者の実際の需要を満たすために存在しているとは考え難い。国内取引規制には抜け穴が数多くあり、国境での取締りも不十分なため、日本で容易に手にすることのできる合法的な象牙の供給にあずかろうとする犯罪者たちによって、規制がかいくぐられ、悪用されている。おそらくは他国の需要を満たすことを意図してのことだろう。

現在の取引規制の現実を踏まえると、違法な取引や輸出を監視し、防止する責任は、最終的には小売業者が負うこととなる。当局による、小売業者や消費者を対象とした既存の啓発キャンペーン[21]では、輸出の違法性を周知し、輸出禁止措置を知らない可能性のある人々に情報が提供されはするが、意図的な違法行為を防止する機能は果たしていない。 JTEFとEIAによる以前の調査では、多くの小売業者が、象牙を海外に持ち出す意向を表明した消費者に対して、象牙を喜んで販売していたことが明らかになった[22]。 政府の啓発キャンペーンは、意図せずに法律に違反してしまう人々を思いとどまらせる役割しか果たしておらず、利潤を得るために意図的に法律を破ろうとする犯罪者に対しては無力である。

LINEヤフーなどの大手小売業者は、自社プラットフォームで購入された象牙が違法に輸出されるリスクを低減するため、象牙の販売を中止した。 2025年、象牙の主要な製造・小売業者であり、東京象牙美術工芸協同組合の会員でもあった（当時）「醍醐象牙店」の代表者が逮捕され、（LINEヤフーの規約を意図的に回避することで）マンモスの象牙と偽って広告したゾウの牙を販売した罪で逮捕・起訴され、有罪を認めた[23]。この事件を受け、LINEヤフーは自社の規約を強化したが、法的にはあらゆる象牙が販売可能という前提がある限り、自社の規約遵守を徹底させ、違法輸出のリスクを回避することは困難である[24]。

上の写真：「醍醐象牙店」の代表者が、マンモスの象牙と偽って広告した象牙を販売した罪で逮捕された件で、押収された象牙

ワシントン条約の「ゾウ取引情報システム（ETIS）」による国際的な押収データの集計によると、2008年から2025年の間に、日本に関連する象牙の押収は321件（3.6トン）あった。この321件中267件（83%）、重量では3,634kg中3,022kg（83%）は、日本国外で押収されたと報告されている。 2025年に開催されたワシントン条約第20回締約国会議（CoP20）の報告書によると、世界で記録された加工象牙押収の56%の取引経路上に登場する中国における、加工済み象牙の押収件数のうち、推定10%が日本と関連していたとされている[25]。

2026年初め、警視庁は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に違反し、未登録の全形牙を広告・販売したとして数名を逮捕した。容疑者のうち1名は、その象牙をタイへ違法に輸出する意図があったとされる[26]。 2023年には、タイ向けと報じられた海上貨物便から、日本産の加工済み象牙710点が押収されていた[27]。

これらの事例は、象牙の違法輸出を阻止・防止するために、さらなる警戒が必要であることを浮き彫りにしている。政府が合法市場を維持することを真に望むのであれば、種の保存法とその執行体制を大幅に強化しなければならない。これには、国内取引規制の改正や違法輸出を防止するための特別措置、ならびに事業者による取引およびその記録に対するより綿密な監視等が含まれる。

下の写真 東京の印章店で販売されていた象牙印





分析と結論

消費者に対する調査の結果と、政府の調査結果や市場データから得られた小売業界に関する知見が示す実態は一貫している。すなわち、今日の日本国内における象牙の使用と取引はごくわずかである。

日本の象牙市場は小売業主導であり、象牙に対する一般の需要は低い。小売業者の大半は象牙を他の商品と併せて取り扱っており、その事業の存続や生計を象牙販売の収入に依存しているわけではない。残念ながら、日本は、違法な象牙取引によって利潤を得ようとする犯罪者や、自国では違法となる品物を手に入れようとする観光客にとって、容易に象牙を入手できる供給源となっている。こうした全体像を踏まえると、合法的な象牙市場を維持するという選択は、日本は、需要の維持を図り、国際的な象牙取引の再開を支持するというシグナルを世界中に送ることになる。日本は、ワシントン条約の会合において、少数から成るサバンナゾウとマルミミゾウの個体群を密猟から最善の形で保護するべく市場閉鎖を支持するアフリカ諸国ではなく、自国の象牙在庫を売却したいと考える南部アフリカ諸国に一貫して同調してきた。

調査結果は、象牙に対する積極的な需要が一般市民の間には存在しないことを示している。この点を踏まえると、国内の象牙取引を禁止することが現実的な選択肢である。日本の一般市民は、国内の象牙市場閉鎖、あるいはほぼ閉鎖することに対して反対することはないであろう。日本の国内象牙市場を維持しなければならないという政府の主張は、単純に、現代日本の生活実態に即していない。



提言

日本政府および各地方公共団体に対する提言：

- 日本の国内象牙市場について、特定の限定された例外を除き、これを閉鎖する法改正を実施すること
- 違法取引および違法輸出のリスクを減少させるため、法的な市場閉鎖の実施に先立ち、以下の規制を導入して取引を制限するとともに取引活動の監視を行うこと

  - 登録対象となる象牙の範囲を拡大すること
  - 管理票の作成が義務付けられる象牙の対象範囲を拡大すること
  - 象牙取扱事業者に対し、管理票の作成が義務づけられているにもかかわらず、それを欠く象牙の譲受けを禁止すること
  - 象牙の登録および管理票に関する規制遵守にかかる監視と執行を強化すること
  - 象牙取扱事業者に対し、象牙の譲渡しに関する報告を義務づけること
  - 象牙事業者（電子商取引を含む）に対し、購入者が輸出を意図していないことを確認するための手続きを義務化すること

- 象牙産業の維持を支援するあらゆるレベルの政府による既存の補助金を恒久的に廃止し、かつ将来そのような補助金を新たに設けないこと
- 象牙取引の継続を支えるための政府主導の枠組みである「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」を廃止すること

象牙産業の関係者に対して：

- 新たな象牙加工製品の製造を中止すること
- 象牙製品の販売を段階的に廃止し、実用的な代替品を提示すること
- 「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」を脱退すること
- 象牙の違法取引および違法輸出を防止すべく、日本政府および地方公共団体に協力すること

一般市民の皆様へ：

- 象牙製品を購入しないようにしましょう
- 象牙製品を販売する店舗では買い物をしないようにしましょう
- ゾウについて、また象牙取引における日本のかかわりについて、もっと知りましょう
- 政府の代表者に対し、象牙取引に関する規制の強化および国内市場の閉鎖を働きかけてください

引用および注釈

1. EIAによる推計（要望に応じて提供可）
How Ivory Hanko Destroyed Africa's Elephants and Drives Japan's Illegal Ivory Trade. EIA. 2018. https://eia.org/report/20181007-japan-ivory-hanko-report/
2. Kitade, T. and A. Toko (2016). Setting Suns: The Historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan. TRAFFIC, Tokyo https://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns.pdf
3. 環境省が保有する登録全形牙の在庫量データおよび経済産業省が保有する登録象牙業者所有のカット・ピース在庫量データを同一時点（2025年3月末）で合算すると、283.2トンとなる。
4. CITES SC78 Doc. 65.4 Domestic Ivory Markets, Annex 2 Japan s report pursuant to Decision 18.117 (Rev.CoP19) https://cites.org/sites/default/files/documents/E-SC78-65-04.pdf. 2022年10月、環境省の代表者は、CBD第15回締約国会議（CoP15）およびワシントン条約第19回締約国会議（CoP19）に関して環境省が主催した記者会見で配布された「象牙取引に関する日本の立場」と題する文書の中で、日本は「国内の象牙取引の全面禁止は適切な選択肢ではないと考えている」とも述べた（オンラインでは入手不可）。 CoP19に日本政府が提出した CoP19 Inf.48で述べられている象牙の歴史的・文化的利用に対する支持についても参照のこと。https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP19-Inf-48.pdf
5. 野生生物保全論研究会. 2025. 日本の消費者は象牙の代替品を選ぶ https://www.jwcs.org/en/now/871/
6. 「象牙を使わない箏コンサート：箏音楽の地平線を見渡す夕べ」（2025年、JWCS主催）https://www.jwcs.org/en/event/874/
7. CoP20文書76.5に掲載されたETISデータおよびネットワーク分析 https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP20-076-05.pdf
8. JTEFが「特別国際種事業者登録簿」からまとめたデータ。この登録簿は、遅くとも2021年以来ほぼ毎月データが更新されている。 http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/files/tourokubo.pdf.
9. EIA. 2025. EIA、日本のイオンによる象牙取引の段階的廃止を称賛 https://eia.org/press-releases/eia-applauds-aeons-ivory-phaseout/
10. JTEF & EIA. 2024. 象牙業界団体に対する東京都補助金に関する 意見書
https://www.jtef.jp/wp/wp-content/uploads/2024/06/240611-TMG-Ivory-Subsidy-Briefing_JP.pdf
11. 同上
12. CoP20 Inf. 25. REPORT OF THE PUBLIC-PRIVATE COUNCIL FOR THE PROMOTION OF APPROPRIATE IVORY TRADE MEASURES https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP20-Inf-025.pdf
13. https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/zoge_torihiki/pdf/009_03_00.pdf
https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seisakukikaku/zouge2_houkokusyo_2
https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/seisakukikaku/zouge5_sankou_hokokusho
14. https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000033.pdf
15. これらの業者は、現在の売上は低迷しているものの、将来的な売上を見込んでいる可能性もある。
16. 製造業者がサンプルに多く含まれているために偏りが生じている可能性が高い。象牙加工を行う製造業者は、卸売・小売業者と比較して、より象牙に特化した事業活動を行う傾向があるため、総体的に数字が膨らむことになる。
17. 日本象牙美術工芸組合連合会は、東京都の管轄下にある東京象牙美術工芸協同組合（14 社で構成、https://tokyo-ivory.jp/）と、大阪府の管轄下にある大阪象牙美術工芸協同組合で構成されている。 しかし、大阪府が公表している事業協同組合の一覧（2025年8月1日現在、1,419の協同組合が掲載されている；
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/56692/kumiaimeibo.pdf）には、大阪象牙美術工芸協同組合は掲載されていないことから、正式な事業協同組合としては、すでに解散している可能性がある。
18. 日本印章彫刻協会の会員数は、2019年11月時点で947名であったが、2025年11月時点では671名に減少している（同協会ウェブサイト：https://www.inshou.or.jp/inshou/store/index.html による）。 同協会の会員数は1998年には3,418名であった（『月刊現代印章』1998年11月号）。
19. ワシントン条約 SC78 Doc. 65.4 「国内の象牙市場」別紙2 （決定18.117（CoP19改訂版）に基づく日本の報告書）
https://cites.org/sites/default/files/documents/E-SC78-65-04.pdf
20. 同上
21. 東京都における「象牙製品等の海外持出防止」の取組（2026年4月）
https://www.english.metro.tokyo.lg.jp/w/001-101-000046
22. EIA. 2020. Willing to Sell https://eia.org/press-releases/20201217-willing-to-sell-pr/
23. EIA. 2025年6月. 日本の象牙取引業者が、違法な象牙販売の容疑で逮捕される。 https://eia.org/blog/japanese-ivory-traders-arrested-for-alleged-illegal-elephant-ivory-sales/
24. EIA. 2025年11月. Yahoo! Japanが象牙詐欺の抜け穴を塞ぐーー政府の対応依然として必要。 https://eia.org/blog/yahoo-japan-closes-ivory-fraud-loopholes-government-action-still-needed/
25. CoP20文書76.5の別紙2Cに掲載されたETISデータおよびネットワーク分析 https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP20-076-05.pdf
26. 経済産業省. 2026. 種の保存法違反事件被疑者等の検挙について https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260202002/20260202002.html
27. CoP20文書76.5に掲載されたETISデータおよびネットワーク分析 https://cites.org/sites/default/files/documents/E-CoP20-076-05.pdf



EIA US
PO Box 53343
Washington DC 20009
USA
T: +1 202 483-6621
E: info@eia-global.org
eia.org

EIA UK
62-63 Upper Street,
London N1 0NY
UK
T: +44 (0) 20 7354 7960
E: ukinfo@eia-international.org
eia-international.org

JAPAN TIGER AND ELEPHANT FUND
Studio Toranomon Room 1111,
3-18-12 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-0001,
Japan (Relocated July 4, 2025)
T: 03–3595–8088
E: hogokikin@jtef.jp
www.jtef.jp